の促進や関係者の連携強化を通じ、主導的役割を果たすという役割を持っている。また、政府は空港等の設置者等において適確に航空保安対策が講じられるよう、二６．、７．及び８．に示すとおり、関係者への監査や指導、許認可、支援、基本方針に基づく関係者への指導・助言等を実施するものとする。また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物の実施主体の移行が円滑に進むよう、主導的役割を果たすものとする。

空港等の設置者等は、保安検査等をはじめとした航空保安対策の担い手として、法、規則、本基本方針等に定めるところに従って、航空保安対策を適確に実施し、そのために必要な任務を遂行するという役割を持っている。その上で、空港等の設置者等は具体的には以下のような役割を担うこととする。なお、航空保安に係る諸課題の解決のためには、空港等の設置者等も航空保安対策を実施するのみに留まらず、主体的に検討に参画する等、必要な取組を進めていくことが求められる。この役割分担については、今後も必要に応じ、見直しがなされうるものである。

⑴　空港等の管理者

空港等の管理者は、法に基づく基準に従って、空港機能管理規程を定め、これに従って空港等の管理を行うことが義務付けられている。このため、空港等の管理の一環として航空保安対策を講じることが求められ、４．に示す当該空港における航空保安対策に携わる関係者で構成される会議体を設置し関係者間の調整を図ること、六６．⑵に示す点検を実施すること等を通じて当該空港等全体における航空保安対策実施の統括を行う。また、必要な場合は施設の新設を含め、本基本方針その他航空保安対策に係る各種基準に適合するよう空港等の施設の維持管理を行うとともに（空港等の管理者と航空旅客取扱施設の管理者が別の主体である場合にあっては、航空旅客取扱施設に係るものを除く。）、危険物等所持制限区域及び当該区域に係る管理者の指定等の航空保安対策をとるものとする。なお、空港等の管理者が航空旅客取扱施設の管理者を兼ねる場合、⑵に示す航空旅客取扱施設の管理者としての役割も担うこととなる。

また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体移行に向けた検討に参画し、実施主体の引継ぎを受ける者として、関係者と連携しながら、実施主体の円滑な移行に主体的に取り組むものとする。実施主体の移行が完了した後は、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体としてこれを実施するものとする。その際は、⑶に示すとおり、航空運送事業者等からの協力を得ながら、航空運送事業者等とも連携してこれを実施するものとする。

⑵　航空旅客取扱施設の管理者

航空旅客取扱施設の管理者は、空港等において航空機を利用する旅客が利用する航空旅客取扱施設を管理する責務を負っている。このため、航空旅客取扱施設の管理という観点での航空保安対策として、航空運送事業を経営する者とも連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保等のための施設の維持・管理、航空旅客取扱施設の保安確保のための警備及び監視等の航空保安対策をとるものとする。

また、三３．及び四３．にそれぞれ示す保安検査及び預入手荷物検査の実施主体移行に向けた検討に参画し、三３．に定める空港関係者及び航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等の旅客以外の者に対する保安検査の実施主体の引継ぎを行う者

の促進や関係者の連携強化を通じ、主導的役割を果たすという役割を持っている。また、政府は空港等の設置者等において適確に航空保安対策が講じられるよう、二６．、７．及び８．に示すとおり、関係者への監査や指導、許認可、支援、基本方針に基づく関係者への指導・助言等を実施するものとする。

空港等の設置者等は、保安検査等をはじめとした航空保安対策の担い手として、法、規則、本基本方針等に定めるところに従って、航空保安対策を適確に実施し、そのために必要な任務を遂行するという役割を持っている。その上で、空港等の設置者等は具体的には以下のような役割を担うこととする。なお、航空保安に係る諸課題の解決のためには、空港等の設置者等も航空保安対策を実施するのみに留まらず、主体的に検討に参画する等、必要な取組を進めていくことが求められる。この役割分担については、二10．に示す保安検査等の実施主体、費用負担等の航空保安対策に係る中長期的な課題の検討に応じ、見直しがなされうるものである。

⑴　空港等の管理者

空港等の管理者は、法に基づく基準に従って、空港機能管理規程を定め、これに従って空港等の管理を行うことが義務付けられている。このため、空港等の管理の一環として航空保安対策を講じることが求められ、４．に示す当該空港における航空保安対策に携わる関係者で構成される会議体を設置し関係者間の調整を図ること、六６．⑵に示す点検を実施すること等を通じて当該空港等全体における航空保安対策実施の統括を行う。また、必要な場合は施設の新設を含め、本基本方針その他航空保安対策に係る各種基準に適合するよう空港等の施設の維持管理を行うとともに（空港等の管理者と航空旅客取扱施設の管理者が別の主体である場合にあっては、航空旅客取扱施設に係るものを除く。）、危険物等所持制限区域及び当該区域に係る管理者の指定等の航空保安対策をとるものとする。なお、空港等の管理者が航空旅客取扱施設の管理者を兼ねる場合、⑵に示す航空旅客取扱施設の管理者としての役割も担うこととなる。

⑵　航空旅客取扱施設の管理者

航空旅客取扱施設の管理者は、空港等において航空機を利用する旅客が利用する航空旅客取扱施設を管理する責務を負っている。このため、三３．に定める空港関係者及び航空運送事業を経営する者が運航する航空機の航空機乗組員等の旅客以外の者に対する保安検査の実施に加えて、航空旅客取扱施設の管理という観点での航空保安対策として、航空運送事業を経営する者とも連携した航空保安上必要となる旅客の適確な動線の確保等のための施設の維持・管理、航空旅客取扱施設の保安確保のための警備及び監視等の航空保安対策をとるものとする。